(仮称) 二級河川巴川流域水位・氾濫域予測システム構築研究会設置要領

(設置)

第1条 巴川流域において、水位上昇や氾濫域を予測するシステムを構築し、事前の避難行動 に繋げる情報を提供するため、(仮称) 二級河川巴川流域水位・氾濫域予測システム構築研 究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 水位・氾濫域予測システム構築に関すること。
- (2) 防災情報の提供に関すること。
- (3) 水位・氾濫域予測システムの精度検証、精度向上に関すること。

(組織)

- 第3条 研究会は、会長、副会長、委員をもって、別表に掲げる者で組織する。
- 2 会長は、研究会の会務を総理し、研究会を代表する。
- 3 会長は、研究会の会議の議長となる。
- 4 会長を欠くときは副会長が会長を代理する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。
- 2 委員は再任されることができる。

(会議)

- 第5条 研究会の会議は、会長が招集する。
- 2 研究会は、会長が招集する委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 研究会の事務局は、建設局土木部河川課に置く。

(雑則)

第7条 その他研究会の運営に必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

別表

役職	職名等
会長	静岡市 副市長
副会長	静岡市 建設局 次長兼土木部長
委員	京都大学 防災研究所 流域災害研究センター長・教授 川池 健司
委員	京都大学 防災研究所 社会防災研究部門・教授 佐山 敬洋
委員	京都大学 防災研究所 気象・水象災害研究部門・准教授 山口 弘誠
委員	静岡大学 防災総合センター副センター長・教授 牛山 素行
委員	国土交通省 中部地方整備局 河川部水災害予報センター長
委員	一般財団法人河川情報センター 審議役
委員	気象庁 静岡地方気象台 次長
委員	静岡県 交通基盤部 河川砂防局長
委員	静岡市 危機管理総室長
委員	静岡市 上下水道局 下水道部長